

大分県報

平成三十年
第二九七七号
四月二十四日

(火曜日)

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………一
 地籍調査の成果の認証……………二
 指定予定保安林……………二
 道路区域の変更……………二
 労働委員会告示……………三
 大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示の一部改正……………三
 競争入札参加者の資格に関する告示……………三
 一般競争入札の実施……………四
 基本測量の実施……………六
 基本測量の終了……………六

公告

大分県告示第三百十一号……………一
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

○告示

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十年四月二十四日

大分県知事 広瀬 貞

平成三十年四月二十四日

大分県報(告示)

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------------------|---------------------------------------|---|--------------------|
| 医療法人寿隆々々 渡辺医院前津江出張診療所 | 医療法人寿隆々々 会 | 日田市前津江町大野二七七七一 | 平二七・七・一 |
| セントケア訪問看護ステーション別府 | セントケア九州 株式会社 | 別府市石垣西四丁目五―一二九 十歩ビル一階 | 〃 |
| 合資会社岩里薬局 | 合資会社岩里薬 局 | 日田市亀山町二―二四 | 〃 |
| まつなり歯科医院 訪問看護ステーションデューン中津 | 松成 康 男 株式会社N・フ イールド | 豊後高田市香々地三九四九 中津市豊田町六一二〇AXISO NE2FA号 | 平三〇・三・一 平三〇・四・一 |
| 株式会社訪問看護ステーション青空 | 株式会社訪問看護 ステーション 青空 | 杵築市熊野八五七―七三 | 〃 |
| 医療法人寿隆々々 渡辺医院 | 医療法人寿隆々 会 | 日田市大山町西大山三四四七―四 | 平三〇・一・一 |
| 農協共済別府リハビリテーションセンター | 社会福祉法人農 協共済別府リハ ビリテーション センター | 別府市大字鶴見字中山田一〇二六 一―一〇 | 平三〇・四・一 |
| 農協共済別府リハビリテーションセンター(歯科) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 石垣病院 | 医療法人顕秀会 | 別府市大字鶴見二―一 | 〃 |
| たなか乳腺・外科 ・内科クリニック | 田 中 文 明 | 別府市中央町八―三〇 | 〃 |
| 寺町クリニック | 医療法人真浄会 | 中津市寺町九八八―三 | 〃 |
| 久持クリニック | 久 持 秀 臣 | 中津市栄町二〇九一 | 平三〇・四・二 |
| 大分県済生会日田病院無医地区巡回診療所 | 社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部大分県済生会 | 日田市大字三和六四三―七 | 平三〇・四・一 |
| 西田医院 | 医療法人慈恵会 | 佐伯市鶴岡西町二丁目―二六六 | 〃 |
| 津久見市保戸島診療所 | 津 久 見 市 | 津久見市大字保戸島八八〇―一 | 〃 |
| 和田歯科医院 | 和 田 孝 介 | 中津市島田七八六一 | 〃 |

| | | | |
|------------------|---------------------------------|----------------|---|
| 医療法人秋本齒科 医院 | 医療法人秋本齒 科医院 | 別府市大字鉄輪宇脇ノ前六八一 | 〃 |
| 青山薬局 | 有限会社 <small>のぞみ</small> 調剤薬局 | 別府市田の湯町二〇〇四一六 | 〃 |
| ふるさと薬局 | 有限会社 <small>はら</small> ら | 豊後大野市大野町田中二一〇 | 〃 |
| あそう調剤薬局市 場三区店 | 有限会社 <small>パルマ</small> コン | 豊後大野市三重町市場一三〇五 | 〃 |
| コスモス薬局 | 株式会社丸恵 | 国東市国東町鶴川一九七一二 | 〃 |
| プラム薬局安岐店 | 有限会社 <small>太陽谷</small> 前薬局 | 国東市安岐町塩屋一一三十四 | 〃 |

大分県告示第三百十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成三十年四月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| | | | | |
|------------|-------------------------|-----------------------|--------------|----------|
| 調査を行つた者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
| 佐伯市 | 平二七・七・八から平二九・二・二 三まで | 佐伯市大字堅田の一部の地籍図及び地籍簿 | 佐伯市大字堅田の一部 | 平三〇・四・一二 |
| 豊後高田市 | 平二二・五・一〇から平二八・一二・九まで | 豊後高田市田染平野の一部の地籍図及び地籍簿 | 豊後高田市田染平野の一部 | 平三〇・四・一二 |
| 佐伯市 | 平二五・七・三から平二八・二・二 三まで | 佐伯市大字二栄の一部の地籍図及び地籍簿 | 佐伯市大字二栄の一部 | 平三〇・四・一二 |
| 佐伯市 | 平二五・七・三から平二九・二・二 四まで | 佐伯市大字二栄の一部の地籍図及び地籍簿 | 佐伯市大字二栄の一部 | 平三〇・四・一二 |
| 佐伯市 | 平二六・七・一から平二八・二・二 五まで | 佐伯市大字青山の一部の地籍図及び地籍簿 | 佐伯市大字青山の一部 | 平三〇・四・一二 |

| | | | | |
|-----|-------------------------|---------------------|------------|----------|
| 佐伯市 | 平二七・七・一から平二九・二・一 五まで | 佐伯市大字青山の一部の地籍図及び地籍簿 | 佐伯市大字青山の一部 | 平三〇・四・一二 |
|-----|-------------------------|---------------------|------------|----------|

大分県告示第三百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成三十年四月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町長尾野字宮ノ迫八二二番、字栗山八二三番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字宮ノ迫八二二番・字栗山八二三番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え

置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

県道中津吉富線

中津市大字一ツ松字五反田五四番地先
から
中津市大字牛神字恩明四二二番四地先
まで

後

一八・九
〇一六・〇

八六〇・〇

前

一〇・〇
メートル
〇六・二

八六〇・〇
メートル

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第二号

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示（平成三十年大分県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十四日

大分県労働委員会会長

須

賀

陽

二

| | | |
|------|------------------------|----------|
| 太田尚人 | 大分県労働委員会事務局長 | 平二八・四・一二 |
| 後藤大 | 大分県労働委員会事務局長 調整審査課長 | 平二六・四・八 |

を

| | | |
|------|-----------------------|----------|
| 飯田聡一 | 大分県労働委員会事務局長 | 平三〇・四・一〇 |
| 江藤博邦 | 大分県労働委員会事務局 調整審査課長 | 平三〇・四・一〇 |

に改

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年四月二十四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 調達をする物品等の種類

大分県庁OKパソコン等 一式

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四に規定する場合

(二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による

不当な行為の防止に關する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若

しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下

「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定し

ない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の

販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造

を業とする者に限る。）

平成三十年四月二十四日

大分県報（告示・労働委告示・公告）

(三) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問い合わせ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―一一一 内線 二九六四

3 申請の時期

平成三十年四月二十四日から同年五月十五日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年十二月三十一日までとする。

2 更新手続

平成三十一年一月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後二年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条の各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

(五) 印刷の請負において、契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたと判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年4月24日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 大分県庁OKパソコン等 一式

(2) 借入契約期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日までの長期継続契約とする。

2 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話097-506-2065

(2) 日時

平成30年4月24日（火）から同年5月17日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

3 入札説明書の交付場所及び日時

上記2に同じ

4 大分県物品等電子入札システムの利用

本案件は、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるものは大分県物品等電子入札システム運用基準による。

| | |
|---|--|
| <p>5 入札参加条件</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類を平成30年5月15日（火）午後5時までに大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>(4) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して入札書及び契約の取扱い等について使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 物品等電子入札システムによる入札金額の入札期限</p> <p>(1) 期 間 自 平成30年4月24日（火）9時00分 至 平成30年6月4日（月）9時00分</p> | <p>8 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 平成30年6月4日（月）10時00分</p> <p>9 再入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入札期限、開札日時及び最低入札価格を物品等電子入札システムにより通知する。</p> <p>10 入札保証金</p> <p>免除とする。</p> <p>11 契約保証金</p> <p>落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>14 担当部局</p> <p>大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2071</p> |
|---|--|

15 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受け
る。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required
One set of Oita Prefecture Personal Computers

(2) Time limit for tender
10 : 00 am. 4 June 2018

(3) Contact point for the notice
Information Policy Division

Commerce, industry and Labor Department
Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL (097)506-2071

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土
地理院長から基本測量の実施について通知があった。

平成三十年四月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 作業の地域

大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市

三 作業の期間

平成三十年四月十三日から平成三十一年三月三十一日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり国土
地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年四月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報修正）

二 作業の地域

県内全域

三 作業の終了日

平成三十年三月三十一日